



# 鳥取県公報

平成13年 8月21日(火)  
号外第93号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	保安林の指定予定(499)(森林保全課).....	1
	保安林の指定の解除予定(2件)(500・501)(＼).....	2

## 告 示

### 鳥取県告示第499号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成13年 8月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1(1) 保安林予定森林の所在場所

鳥取市中村字大岩485の1、485の41から485の48まで、気高郡青谷町大字楠根字北空574、578

#### (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

#### 2(1) 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字蒲生字出合ノ上2449、2450の1、2455の1、2456の1、気高郡気高町大字下坂本字寺谷1217、大字重高字樽丸下ノ谷280、281、鹿野町大字水谷字家ノ空1082の1、1083、1084、青谷町大字澄水字前田112次1、113、114、504

#### (2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第500号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成13年 8月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

##### 1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字カン町270(次の図に示す部分に限る。)

##### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

##### 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第501号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成13年 8月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

##### 1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町折渡字中釜山258の20

##### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

##### 3 解除の理由

道路用地とするため